

「各種協定項目の取扱い」についての委員からの主な意見とそれに対する考え方

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>【個別項目】</p> <p>合併すると税金が高くなるが、例えば個人市民税が 2,000 円から 3,000 円になるだけでは分かりにくい。法人税も合併すると高くなる。たよりできっちり説明していく必要がある。減免も含めて正確に提示すべき。これだけでは議論できない。分かりやすい表を出してほしい。</p> <p>都市計画税について、美原町住民で 10 m²あたりいくらの負担か。</p> <p>福祉関係では、ボランティア関係で 5 年存続後に調整となっているものがある。一人あたりの民生費は堺市より少ないが、美原町ではボランティアの力できめ細かな福祉を実施している。生きがい事業、ボランティア事業についてはぜひ存続させるべき。</p>	<p>協議会における提案方式については、調整の基本方針の「合併協議会への提案・協議の方法」により行うが、協議会だよりや住民説明においては分かりやすい表を作成するなど工夫していきたい。</p> <p>固定資産税の評価額差により金額にバラツキはあるが、都市計画税の総額を課税総面積で除した平均値でみると、現在は 56.56 円 / m²であるのに対し、0.3%になると 84.84 円 / m² (参考：堺市 119.76 円 / m²) となる。したがって、10 m² 当たりでは 1 年間で 283 円の負担増となる。</p> <p>きめ細かな福祉の重要性に鑑み、これらの調整案については、当面は両市町の制度を存続するとしているものであり、制度創設の趣旨を踏まえ、新市で調整していく。</p>

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>多くは5年間の経過措置をとっているのに、「高齢者おむつ給付事業」をはじめとする事業は、なぜ、新市において速やかに再編するとしているのか。</p> <p>見舞金の関係では廃止の方向があるが、住民サービスを向上させる方向で再検討をお願いします。</p> <p>新たな自治の仕組みを考える上では、美原町社会福祉協議会の独立を考えるべき。</p> <p>美原町社会福祉協議会を堺市社会福祉協議会と合併し、支部制をとるとしているが、現在、堺市の社会福祉協議会では支部制をとっているのか。また、支部制をとっていなければ、支部というのはどういう制度を考えているのか。</p>	<p>両市町の制度の異同内容から、速やかに再編可能と判断したものである。</p> <p>調整の基本方針を総合的に勘案して調整したものである。</p> <p>市町村合併の場合、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉協議会も合併の必要がある。調整案では、政令指定都市移行後の区社協の設置を見据え、「美原支部とする方向で調整する」としている。</p> <p>現在の堺市社会福祉協議会では支部制を採用していないが、美原町の社会福祉協議会がこれまで地域に密着した活動を展開してきた実績や経緯を踏まえ、合併後の社会福祉協議会の内部で、一定、独自の活動ができる形態とする方向で調整する。また、将来の政令指定都市移行時に各区に地区社協を設置することになり、今回の支部が区の地区社協(区社協)へ移行するものと考えている。</p>

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>保育所について、公立存続もしくは民間へ移管する場合も美原の保育所を最後に回すことを要望する。</p> <p>みはら大地幼稚園だけでなく、重点 1 1 項目にある保育所についても、公営存続を要望する。</p> <p>「児童館・地区センター活動」について、美原町制度存続で調整しているが、逆に合併を期に全域に広げてはどうか。</p> <p>生産緑地の問題も固定資産税と深く関わってくる。農地の問題を考えていただきたい。</p> <p>企業団地について、合併時に行政の窓口を作ってほしい。ページ 6 - 1 2、新市で木材団地を含めて集団化された企業組合の窓口について、調整案を入れていただくとありがたい。</p>	<p>第 6 回協議会で、「運営方針については、当面はそれぞれの方針を維持する」という調整案を提案している。</p> <p>堺市においては、児童への健全な遊びの提供、児童に対する集団・個別指導、地域組織活動の育成や子育て相談など、児童館機能を果たし得る施策を展開しており、こうした施策の充実に努めたい。</p> <p>ご指摘の視点も踏まえ、調整案では合併後の指定時期等検討をすすめるとしている。</p> <p>対応窓口及び情報交換の場づくりも含め、新市の組織機構整備において検討していく。</p>

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>各種協定項目の取扱い [その 3] (案) において、 5 - 2 有価物集団回収事業と 5 - 1 2 有価物集団回収報償金制度、 5 - 7 生ごみ処理機購入費補助金交付制度と 5 - 1 3 生ごみ処理機購入費補助金は重複しているのではないかと。事務局の方で検討を。</p> <p>交通安全運動について、人口比の交通事故発生率は美原町が府下ワースト 1。様式 2 で提案するように要望する。事故が減るように取り組んでほしい。</p> <p>美原町は教育行政に力を入れてきており、一人あたりの教育関係予算は堺市よりも高い。合併すればこれが下がるのではないかと不安がある。これを払拭する資料提供が必要。</p> <p>N P O については育成方向で進めるべきであると考えますが、美原町体育協会と河内鋳物師顕彰会の調整方針案が異なるのはなぜか。</p>	<p>事務事業の内容とそれに関する補助金の二つの協定項目にまたがるものであり、それぞれに応じて調整案を提案している。</p> <p>交通安全の件については、様式 2 に変更するとともに、一層の交通安全に向け取組を継続していく。</p> <p>指摘年度には、M C みはらの建設費が含まれており、一概に比較することはできない。新市においては、教育文化関係の各事業を新市建設計画に数多く盛り込んでいるところであり、これまでの両市町の教育の特色を活かしながら、事業内容の整合も図り、新しい時代に対応する教育施策の推進に努める。</p> <p>体育協会については両市町に存在するので、それぞれの制度を現行どおり継続するとしたものであり、鋳物師顕彰会については、堺市に類似団体がないため、美原町制度を存続するとしている。</p>

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>【堺市行財政改革関係】</p> <p>新市になったときの対応（調整の内容）であるが、「新市において調整を含めて見直しをするが、今動いているので、とりあえず堺市の例で行く」という表現なら理解しやすい。</p> <p>堺市の行財政改革計画で、協定項目にある現行制度は変わらないのか。堺市行財政改革計画の具体的内容を教えてほしい。</p> <p>堺市では、平成 15 年度に伝統産業の後継者育成補助金等を廃止するなど、行財政改革が行われている。この平成 16 年度も教育費関係・民生費関係を含めて、行財政改革が実施される。美原町が考えている以上に、堺市が行財政改革を進め、住民サービスが低下するようなことがあれば、住民はどこで判断すればよいのか。堺市の行財政改革計画については、どのように考えているのか。各種協定項目は現行のままなのか、変わるのか、変わるならばどの点で変わるのか。例えば、平成 16 年度だけでもいいから、判断する材料として明確にしてもらいたい。</p>	<p>行財政運営については、住民ニーズや時代の変化に対応して絶えず見直しが必要であり、堺市の制度に統一するとしても、住民福祉の向上や行財政改革推進の観点から必要に応じて見直しを行う。</p> <p>各種協定項目の調整にあたっては、堺市の行財政改革計画の方向性を踏まえながら、第 2 回協議会において承認いただいた「協定項目の調整の基本方針」に基づき、総合的に勘案し調整を行っており、今後、行財政改革を進めていく中で、その内容について合併協議との関連が生じた場合には、両市町で協議の上、協議会等において適切な対応をとりたい。</p>

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>放課後児童対策事業一部負担金及び児童館について、堺市では一部負担金 8,000 円 / 人、おやつ代 2,000 円 / 人の合計 10,000 円 / 人。美原町ではおやつ代込みで 4,000 円 / 人。合併では負担は低い方に、サービスは高い方に合わせるのが本来の合併の大原則である。</p> <p>「当面はそれぞれの制度を存続し、5 年以内を目途に調整する。」となっているが、前回の「児童館」とあわせて、行財政改革計画との関連をも含めてどういう方向で調整するのかという考え方をはっきりと示してほしい。</p>	<p>第 2 回協議会で承認いただいた協定項目の調整の基本方針に定める基本的な考え方と 5 つの原則に基づき、調整を行っている。行財政改革計画の目的とするところは、あくまでも住民福祉の向上であり、行財政改革を進めていく中で、その内容について合併協議との関連が生じた場合には、そういう観点を踏まえ、両市町と協議の上、協議会等において適切な対応をとりたい。</p>

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>【全 体】</p> <p>各セクションでやってきたのはわかるが、表記の仕方について、できるだけ統一できるものは統一していただきたい。</p> <p>事務局には資料の一本化をお願いする。バラバラにされるとわかりにくい。</p> <p>協議会では聞くだけ、言うだけでなく、論議を重ねてほしい。できれば専門部会ごとに個々に取り組んだらどうか。事務局で再検討してほしい。</p> <p>税・保育料は5年間かけて調整となっているが、結果的にはいつかは値上げされると受け取られるため、美原町単独の見込みも示さないと、偏った判断をされる危険性がある。</p> <p>協定項目の残りの20%は、悪い中身かなという不安がある。早く全部協議会へ出してほしい。</p>	<p>次回以降の協議会において、今回までに提案済みのものについて、一定の考え方をまとめた上で、表現を修正してもその調整内容や趣旨、意味等が変わらないものについては、できる限り表現を統一する方向で適切な対応をとりたい。</p> <p>資料はできるだけ分かりやすい手法で提出する。</p> <p>提案事項については、協議会の組織である専門部会、幹事会で検討を重ねてきたものであり、協議会での協議方法については、これまでどおり、資料の事前配布、提案・協議、検討、最終協議という流れで進めていきたい。</p> <p>美原町が実施された地区説明会においては、堺市と合併した場合と町単独で進むとした場合の両方のサービスや負担のあり方を示している。</p> <p>今回の提案分も含めて、約96%提案されたことになるが、残りの項目についてもできるだけ早く調整を行い、協議会に提案していきたい。</p>

委員からの意見等	基本的な考え方
<p>協定項目の基本方針には福祉向上の原則があり、協議会だよりでは両市町の住民サービスの向上に資する調整をすすめるとしているが、整合性はどうか。</p> <p>「5年間は」「5年後をめぐりに」「当面は」、色々表現があるが、これらは結局5年経てば、堺市の例に合わすと理解してよいか。</p> <p>住民投票条例制定の運動であるが、チラシを読んだ住民から苦情が来る。チラシは誤解を生じる。協議したことは、正確に早く住民に知らせる必要があり、協議会だよりできっちり書くべき。</p> <p>美原町事務事業に係る住民の負担増の取扱いに関して、5年経過した時点において、アップになるようなものが5年後に一齐に上げられたら大変であるから、どういう具合に段階的に上げるのかの論議を1回してほしい。</p>	<p>第2回協議会において承認いただいた「協定項目の調整の基本方針」は5原則であり、一体性確保・負担公平・健全な財政運営・行財政改革推進の視点も含め、総合的に勘案して調整したものである。</p> <p>暫定的な措置期間として最長5年と考えている。</p> <p>協議会だよりについては、作成配布に一定期間を要するが、協議内容については分かりやすく示していきたい。</p> <p>新市において、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう調整を図る。</p>